

静岡県告示第387号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定に基づき、次のとおり国土調査として令和3年3月31日指定した。

令和3年4月6日

静岡県知事 川勝平太

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
浜松市	西区篠原町、天竜区二俣町二俣、北区三ヶ日町津々崎の各一部	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
沼津市	第2地区、原、根古屋、井出の各一部	〃
熱海市	網代の一部	〃
三島市	川原ヶ谷、大場の各一部	〃
島田市	阿知ヶ谷の一部	〃
富士市	柳島、十兵衛、下横割、上横割、川成島の各一部	〃
磐田市	池田、福田の各一部	〃
焼津市	田尻北、一色、田尻、下小田、駅北、中、中港、石津、石津港町、栄町、焼津北、本町、新屋、小川、下小田中町、石津中町、石津向町の各一部	〃
掛川市	板沢の一部	〃
藤枝市	益津、稲川、築地、築地一丁目、築地上、高柳、兵太夫、与左衛門、青南町の各一部	〃
袋井市	友永、下山梨、堀越、鷺巣、村松、久能、岡崎の各一部	〃
下田市	一丁目の一部	〃
裾野市	久根、深良の各一部	〃
伊豆市	熊坂、瓜生野、冷川、八木沢の各一部	〃
伊豆の国市	古奈、長岡、壺之上、長瀬の各一部	〃
東伊豆町	片瀬の一部	〃
南伊豆町	湊、手石、青市の各一部	〃
松崎町	松崎、江奈、宮内の各一部	〃
西伊豆町	仁科の各一部	〃
清水町	柿田、長沢、徳倉の各一部	〃
長泉町	竹原の一部	〃
小山町	小山、一色、用沢の各一部	〃
川根本町	水川の一部	〃